顧問契約書

　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　（以下「乙」という）とは、乙が甲のために行う顧問業務に関して、次の通り契約する。

（契約の成立）

第１条　　甲は、乙に対し、乙が甲の顧問として別紙顧問業務細目記載の顧問業務を行うことを委託し、乙は、これを承諾した。

（誠実業務）

第２条　　乙は、甲の顧問として、甲の最善の利益をはかるべく顧問業務を誠実に遂行するものとする。

（顧問報酬）

第３条　　甲は、乙に対し、顧問報酬として、月金　　　　　　円を各月末日限り支払う。

（費用）

第４条　　乙が、甲の顧問業務遂行のために費用を必要とする場合は、その都度、甲乙間の協議により、負担者及び支払方法を書面によって決定するものとする。

（秘密保持義務）

第５条　　乙は、顧問業務遂行上、乙において覚知した甲の業務内容等について、第三者に漏洩してはならない。

（競業等避止業務）

第６条　　乙は、甲と同種の事業を営む場合又は甲と同種事業を営む会社等と顧問契約を締結する場合には、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（契約期間）

第７条　　本契約期間は、令和　　年　　月　　日までとする。ただし、同期間終了の１ヶ月前までに、延長しないという申し入れが甲乙いずれからもない場合は、本契約は、自動的に　　年間延長されるものとし、以後も同様とする。

　上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所

　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印